

2020年5月29日  
エイ・ワン少額短期保険株式会社  
代表取締役 山口 啓輔

## 新型コロナウイルス感染症に関する特別措置の延長について

この度の新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では新型コロナウイルス感染症による影響に配慮し、2020年3月13日より下記の特別措置を実施しておりましたが、依然としてその影響が継続していることから、この特別措置を2020年7月31日まで延長することとしました。これらの措置の適用をご希望されるお客様は、弊社担当窓口までお申し出下さい。

### ■弊社担当窓口

エイ・ワン少額短期保険株式会社  
TEL：06-4964-5519（土日祝日・年末年始を除く 10:00～17:00）

### ■特別措置の内容

対象地域	特別措置の開始日	更新手続き猶予 （特別措置の開始日から4か月後の末日）	保険料支払猶予 （特別措置の開始日から4か月後の末日）
地域の限定は行いません	2020年3月13日	2020年7月31日まで	2020年7月31日まで

以上